

議案第40号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年4月14日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度及び医療に要する費用を市町村が共同で負担する交付金事業について、平成27年度から恒久化されることとなり、平成27年4月1日から施行となることから、逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月26日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 26 日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第19号

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

第8条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」を「保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」に改め、同条第2号中「法第72条の4」を「法第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。